

四万十町のくらしの人権課題  
みんなが男女  
パート5

あけましておめでとうございます。

今年も、一人ひとりが輝いて生きられる人権意識の豊かな町づくりをしていきましょう。そんな思いをお正月のカルタにしてみました。他にも考えてみませんか。



① 男女共同参画講座  
夫婦で受講  
強まる絆



② 女性も男性も  
力を伸ばして拓く  
四万十の未来



③ 男と女違いは  
あっても共に協力  
能力三倍

④ 議会から始まる  
男女共同参画社会



⑤ 出掛ける妻を  
見送る夫板に  
ついているエプロン姿



⑥ 管理職  
女性が増えて  
多様な発想

今年には国の第3次男女共同参画基本計画と高知県の改訂男女共同参画プランが相次いで施行されます。男女共同参画の新たな節目の年になります。女性が力をつけ、能力を発揮して責任を担うことで、「大黒柱」の重荷を背負っている男性の負担を減らし、男女共に暮らしやすい社会にしていきましょう。

お問い合わせ先 | 町民課 22-3117

償却資産の申告は

1月31日までに!

償却資産とは?

工場や商店などを経営している方や農業を営まれている方が、その事業に用いる機械・器具・備品等をいい、固定資産税の課税対象となります。

四万十町内に償却資産を所有する方は、資産の多少にかかわらず、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになります。

申告期限は?

申告期限は、1月31日(月)です。

申告用紙は、税務課に準備しています。

申告の対象となる資産は?

土地・家屋以外の事業に使用しているすべての資産です。

(基本的には、確定申告等において減価償却資産として申告されている資産)ただし、自動車税・軽自動車税の対象となるものは除きます。

家屋の新築や取壊しは

ありませんか?

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋等を所有している方が納める税金です。

平成22年中に家屋の新築や取壊しをされた方で税務課の調査がお済みでない方は、1月31日(月)までに税務課まで届出をお願いします。

届出のあった家屋については、宅地の認定変更も含め、後日確認にお伺いします。

家屋とは…居宅・便所・浴室・車庫・店舗・倉庫・物置等



お問い合わせ先

税務課 22-3116